

令和2年第4回武蔵野市議会定例会提出予定議案等

令和2年11月24日現在

1 諮問及び議案				付託委員会
番号	議案番号	件名	説明	
1	諮問	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、市議会の意見を求める。	
2	諮問	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、市議会の意見を求める。	
3	86	武蔵野市乳幼児及び義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例	医療費の助成の対象となる子どもの年齢の上限を15歳から18歳まで引き上げるため、所要の改正をするものである。 高校生の医療費助成を開始することに伴い、条例改正を行う。 ・令和3年4月：入院に係る医療費助成開始 ・令和4年4月：通院に係る医療費助成開始	文教
4	87	武蔵野市国民健康保険条例の一部を改正する条例	国民健康保険財政の健全化を図るため国民健康保険税の課税限度額を引き上げるほか、地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第264号）の施行等を踏まえ、所要の改正をするものである。 令和2年度税制改正に伴う改正 ・課税限度額の引き上げ ・軽減判定基準の見直し ・低未利用土地等の譲渡所得の特別控除の特例の新設	厚生
5	88	武蔵野市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例	地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）の施行に伴い、延滞金の割合の特例に関する規定を改めるものである。 地方税法の改正に伴い、保険料の延滞金を算出する際に用いる名称（特例基準割合）等が変更されたことに合わせ、条例の一部を改正する。	厚生
6	89	武蔵野市介護保険条例の一部を改正する	地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）の施行に伴い、延滞金の割合の特例に関する規定を改めるもの 地方税法の改正に伴い、保険料の延滞金を算出する際に用いる名称（特例基準割合）等が変更されたことに合わせ、条例の一部を改正する。	厚生
7	90	千川小学校空気調和熱源設備更新工事請負契約	議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例（昭和39年3月武蔵野市条例第11号）第2条の規定により、提案するものである。	文教
8	91	中央図書館空気調和設備更新工事請負契約	議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例（昭和39年3月武蔵野市条例第11号）第2条の規定により、提案するものである。	文教

9	92	令和2年度武蔵野市 一般会計補正予算 (第8回)	<p>◎2億28万1千円増 (補正後の予算額857億5835万円)</p> <p>【歳出の主なもの】</p> <p>○総務費 ・企画調整費 1億1600万5千円補正減 (内訳) 特別定額給付金の役務費、委託料等の減 ほか</p> <p>○民生費 ・障害者福祉費 3113万5千円補正増 (内訳) 通所事業所・グループホーム等、重症化リスクの高い施設の利用者及び職員に対するPCR検査に係る補助金 ほか ・老人福祉費 5739万6千円補正増 (内訳) PCR検査等費用助成金 ほか ・生活保護総務費 1251万9千円補正増 (内訳) 自立相談支援事業及び住居確保給付金事業に係る委託料増</p> <p>○衛生費 ・予防費 9303万1千円補正増 (内訳) 高齢者インフルエンザ予防接種に係る委託料 ほか</p> <p>○商工費 ・商工振興費 6414万2千円補正増 (内訳) 中小企業者等緊急支援金事業、中小企業者等追加経済対策事業等に係る補助金等の減(5億7290万6千円減)とくらし地域応援券事業(新規)に係る補助金の増(6億3704万8千円増)との差し引き</p> <p>○土木費 ・交通対策費 7900万円補正増 (内訳) ムーバス運行補助金</p> <p>○消防費 ・災害対策費 1427万円補正増 (内訳) 地域コミュニティ防災活動拠点電源確保事業に係る備品購入費 ほか</p> <p>○教育費 ・教育指導費 3975万6千円補正減 (内訳) セカンドスクール中止に伴う委託料等の減 ほか ・教育振興費 2445万5千円補正減 (内訳) 移動教室中止に伴う委託料等の減 ほか</p> <p>【歳入の主なもの】</p> <p>○国庫支出金 国庫補助金 1億 951万2千円補正減 ○都支出金 都補助金 1億9526万2千円補正増 ○繰越金 繰越金 1億 56万8千円補正増</p> <p>◎債務負担行為補正 ・市庁舎本会議場特定天井改修工事 ほか</p>	各常任 委員会
---	----	--------------------------------	---	------------

		<p>【議案番号93～96の当初議案（2）期末手当条例についての共通説明】</p> <p>番号10の「令和2年12月における武蔵野市議会議員の期末手当に関する条例」から番号13の「令和2年12月における武蔵野市会計年度任用職員の期末手当に関する条例」につきましては、事前にお目通しいただく時間をお取りすべきとの判断から、11月25日（水曜日）の招集告示日に「提出議案（2）」として当初議案と同時に議会へ送付いたしました。</p> <p>（参考） 今回は、組合との交渉が比較的早期に決したこと及び議案内容が複雑でなく、例規審査にも時間を要しなかったため、招集告示日に「提出議案（2）」として送付することができましたが、今後、組合交渉の状況及び内容次第により、「追加議案」となる可能性があります。</p> <p>【取り扱いについて（即決のお願い）】 ○番号8～11の期末手当関係議案につきましては、議案上程後、即決をお願いしたいと存じます。 今回、共済組合への掛金納付などの事務手続きの関係上、逆算いたしますと12月21日が日期的に限界の支給日となり、そのためには12月15日（火曜日）までには銀行に振込データを送付しなければならず、12月16日（水曜日）の本会議での議決では間に合いませんので、ご配慮をお願いいたします。</p>		
10	93	令和2年12月における武蔵野市議会議員の期末手当に関する条例	<p>令和2年12月における武蔵野市議会議員の期末手当について定めるものである。</p> <p>市議会議員に対して支給する令和2年12月分の期末手当の支給率は、2.325か月分とする。</p>	即決
11	94	令和2年12月における武蔵野市特別職の職員の期末手当に関する条例	<p>令和2年12月における武蔵野市特別職の職員の期末手当について定めるものである。</p> <p>市長、副市長、監査委員及び教育長に対して支給する令和2年12月分の期末手当の支給率は、2.325か月分とする。</p>	即決
12	95	令和2年12月における武蔵野市一般職の職員の期末手当に関する条例	<p>令和2年12月における武蔵野市一般職の職員の期末手当について定めるものである。</p> <p>一般職の職員に対して支給する令和2年12月分の期末手当の支給率は、次のとおりとする。 ①部長級 1.0か月分 ②部長級以外の職員 1.3か月分 ③再任用職員 0.775か月分</p>	即決
13	96	令和2年12月における武蔵野市会計年度任用職員の期末手当に関する条例	<p>令和2年12月における武蔵野市会計年度任用職員の期末手当について定めるものである。</p> <p>会計年度任用職員に対して支給する令和2年12月分の期末手当の支給率は、1.3か月分とする。</p>	即決

2 文書による報告のみを行うもの

1	議会の指定による事項の専決処分について（物損事故）	地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について専決処分し、同条第2項の規定により報告するものである。
2	議会の指定による事項の専決処分について（人身事故）	地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について専決処分し、同条第2項の規定により報告するものである。
3	市道第16号線歩道改修工事請負契約	
4	市道第40号線歩道舗装改修工事請負契約	
5	緑町外2地区小型LED街路灯設置工事請負契約	

6	関前地区小型LED街 路灯設置工事請負契約	
7	境南コミュニティセン ター改修工事請負契約	
8	善福寺川幹線（吉祥寺 通り）管きよ更生工事 請負契約	

※ 報告のうち、「議会の指定による事項の専決処分（30万円以下の損害賠償額の決定又は和解）」及び「5000万円以上1億5000万円未満の工事請負契約」は、議会開会中に随時報告することが可能であるため、追加提出が発生する場合がある。